

種苗管理センター発足

1. はじめに

カーライルのサーターレザータスに、どんな衣裳でも、時が経つにしたがって、ボロになる。同じように、われわれの身につけている政治、経済、文化も、時を経るにしたがって、ボロボロになり、着替えせざるを得なくなるという有名な「衣裳哲学」を、昔読んだ記憶がある。

農水省の仕事というものは、伝統的、固定したものと思いがちだが、やはりここにも、時の経過と、事物の発展に伴って、仕事の中味が変わり、組織が変わって行く姿が、今回の種苗管理センターの発足に見られる。

農水省は、2年越しの懸案であった「種苗センター」の確立を図るため、同省の組織令の一部を改正して、昭和61年12月1日附で、茨城県筑波郡谷田部町の旧農蠶園芸局種苗課筑波分室跡に、同センターを設置した。

新設の管理センターは、本部のほかに、大阪、久留米の2分室、13農場によって運営され、その業務は、新品種登録制度の運営、種苗の検査、優良な原々種・原種の生産及び配付、先端技術の実用化のための調査、研究、遺伝資源の保存と増殖等の種苗に関する業務を一体的、総合的に実施することにあるという。

今日、種苗の分野におけるバイオテクノロジー等の技術開発の進展、国際的新品種開発競争の激化等を背景にして、種苗行政の一層の充実を図るための社会的要請は誠に重大であり、かつ、国民側の期待も、これまた大きいものが存在するのである。

2. 業務の趣旨

種苗センターの業務について、農水省がその趣旨として、挙げているところは、次の如くである。

(1) 種苗は、最も基礎的な農業生産資材であり、農業の生産性及び生産物の品質の向上を図る上で、優良な種苗の生産、普及及び適正な流通の確保を図ることが、基本的に重要である。

(2) 一方、近年、種苗の分野においては、バイオテクノロジー等の技術開発の著しい進展がみられており、革新的な品種や、種苗生産技術の開発の可能性が高まるとともに、これに伴い国際的な新品種開発競争が激化する等、新たな状況がみられる。

(3) このような最近の動向に対応して、農業の生産性等の一層の向上を図るためには、
(イ)、新品種の開発の促進を目的とする品種登録制度の運営体制の整備強化を図るとともに
(ロ)、種苗の検査 (ハ)、新品種開発の基盤である、遺伝資源の継体保存及び増殖 (ニ)、優良な原原種・原種の生産、配付 等の業務を充実強化する必要がある。

(4) このため、これらの種苗関係業務を一体的、総合的に実施する種苗管理センターを、昭和61年12月に設立した。そして、昭和62年度においては、センターの設立趣旨を踏まえた業務実施の本格化に対応していく必要があり、その運営のために必要な経費を確保した。

3. 業務運営の方向

(1) 新品種の登録に必要な栽培試験の実施
出願品種の増大に対応して、農場（十勝、八

岳)における栽培試験の開始等による栽培試験の実施件数の増加を図る。

(2) 種苗流通の適正化を図るための種苗の検査 種苗流通の国際化等に対応して、農場(胆振)における検査の開始等による検査体制の充実を図る。

(3) 原原種・原種の生産及び配付 優良な種苗の供給のもととなる健全無病な優良品種の原種苗を、安定的に供給するため、その合理的、効率的な生産を図る。

(4) 先端技術の種苗業務への応用のための技術調査 バイオテクノロジー等の先端技術の種苗業務への適用を図るため、検定増殖技術、品種特性評価技術等に係る技術調査を実施する。

(5) 遺伝資源の継代保存及び増殖 新品種の開発基盤である遺伝資源の計画的な継代保存及び増殖を図る。

3. 昭和62年度予算要求額

2,514百万円(2,477百万円)

4. 組織の概要

本部機構を、茨城県筑波郡谷田部町に置き、所長統轄の下に管理調査課、栽培試験課、種苗検査課を置き、分室を大阪、久留米に設置し、農場は、北海道中央、後志、胆振、十勝、上北、釧路、八岳、金谷、奈良、雲仙、知覧、鹿児島、沖縄の13とする。

(1) 本部管理調査課には、総務、普通情報、検定増殖技術、評価技術の各係を置き、人事、文書、厚生、予算、給与、種苗の検定、増殖、新品種の審査等を分担する。

(2) 栽培試験課には、試験設計指導係と、品種特性調査係を置き、栽培試験の実施計画の作成、農場の栽培試験の指導、出願品種の栽培試験の実施等をそれぞれ分担する。

(3) 種苗検査課は、検査調整係と国際証明係に分かれ、前者は検査業務に関し、農場との企画連絡調整、種苗業者への指導等を、また後者は、国際種子検査証明事務、同じく国際種子検査業務等を押掌する。

(4) その他 (イ)、技術調査官 は、先端技術の調査研究に関する連絡、調整とこれに関する専門的指導に当り (ロ)、品種特性審査官 は、栽培試験に関する技術的指導、及び新品種の区別性、均一性及び安定性の判定に当る。(ハ)、種苗検査官 は指定種苗の表示に関する検査の実施、及び発芽率、純潔度合等の品質検査の実施 等に従事する。

5. 本省とセンターの分担

(1) 本省 (イ)、出願の受理 (ロ)、審査方法(栽培試験「センター分、委託分」)現地調査の実施、登録手続の実施等を執行し、管理センターは、本部では栽培試験計画、審査対象品種種子の調達、試験結果の評価判定等を掌る。

(2) 農場 栽培試験の実施等を分担する。

6. 人事

(1) 本部 所長吉田茂政(敬称略、以下同) 管理調査課長永吉秀夫、技術調査官前島勇、栽培試験課長高岸欽七、品種特性審査官湯浅三男、種苗検査課長歌田明子、種苗検査官古川肇、同永野忠雄。

(2) 分室 大阪分室長峯利夫、種苗検査官山路良寛。久留米分室長林宏、種苗検査官峰真澄。

(3) 農場長 北海道中央田中智、後志滝田稔、胆振桜井寿、十勝和賀三郎、上北坂口正三、釧路江住和雄、八岳矢野勇夫、金谷高田重明、奈良副島守、雲仙吉田三郎、知覧松下繁、鹿児島中沢巴、沖縄青木忠夫。